

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和4年12月23日（諮問第117号）

答申日：令和5年3月31日（答申第97号）

事件名：多目的屋内施設に関する豊橋市と愛知県とのやり取り等や愛知県の関与に関する文書の一部公開決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

豊橋市長が行った、多目的屋内施設に関する豊橋市と愛知県とのやり取り等や愛知県の関与に関する文書（以下「本件対象文書」という。）に係る一部公開決定については、請求対象文書の特定が不十分であるから取り消されるべきであり、実施機関は請求対象文書の有無を調査したうえで、改めて決定を行うべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が豊橋市長（以下「処分庁」という。）に令和4年5月31日付けで提出した公文書公開請求書、令和4年8月3日付けで審査庁に提出した審査請求書及び令和4年11月22日付けで提出した反論書並びに令和5年2月22日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容によると、審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公文書公開請求に対し、処分庁は、令和4年6月14日付け4豊ス第29号による公文書公開決定等の期間延長の上、令和4年6月16日付け4豊ス第30号により公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。非公開部分については、不服はない。しかし、原処分により公開の対象と

された本件対象文書が、請求対象文書の全てであるとは考えられず、他に請求対象文書が存在するものと推測されるから、請求対象文書の有無を確認することを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 処分庁は、公文書公開決定等期間延長通知書において、当該請求に係る公文書の種類が複数あり、量も多く、公文書の検索や公開決定等に相当の期間を要することを、延長の理由としていた。また、市議会において、愛知県との間で様々な情報収集や情報交換を行っている旨の答弁も行っていた。これらのことから、本件対象文書以外にも、市が愛知県とのやり取り等に関する文書を多数保有していることが推測される。
- (2) 処分庁は、弁明書で、請求対象文書は処分庁担当課である「スポーツのまち」づくり課と愛知県とのやり取り等や愛知県の関与に関する文書である旨を主張する。しかし、審査請求人は豊橋市が愛知県とやり取り等を行ったことに関する文書を求めているから、請求対象文書の検索が不十分である。
- (3) 審査請求人は、他の公文書公開請求に係る決定において、令和3年7月26日、同年8月23日及び令和4年4月1日に、市長、副市長又は職員が愛知県の幹部を訪問した際の記録を取得している。そのため、訪問についての日程調整に関する記録、面談時に使用した資料、訪問の成果物である復命書等が作成されているはずである。しかし、原処分において、これらの公文書は示されていない。
- (4) 令和5年5月30日付けの県の報道発表資料において、基本計画等策定費の半額である2,750万円を一部補助する旨が公表された。原処分で公開された本件対象文書によるやり取り等だけで、県がこのような決定をすることはないはずである。
- (5) 以上から、市と愛知県とのやり取り等に伴う記録や文書等が存在することが強く推認されるため、原処分での請求対象文書の特定には誤りがある。

第3 処分庁の説明の要旨

1 本件対象文書の特定について

- (1) 公文書公開請求書に記載された公文書を特定するために必要な事項が、具体的な公文書名ではなかった。多目的屋内施設に関する記録や文書は、愛知県とのやり取り等に限らず、国や自治会とのやり取り等に関する資料や、委託業者との打ち合わせ記録等様々なものがある。そのため、それらの中から請求対象文書を特定する必要があった。市議会において、愛知県との間で様々な情報収集や情報交換を行っている旨の答弁をしたことは事実である。しかし、これらは口頭でのやり取り等も含むものであり、存在する請求対象文書は原処分にて公開したものが全てである。
- (2) 他の課に対しても請求対象文書の有無を調査し、その結果、「スポーツのまち」づくり課のみが請求対象文書を保有することを確認したため、弁明書のように記載した。
- (3) 令和3年7月26日、同年8月23日及び令和4年4月1日に、市長、副市長又は職員が愛知県の幹部を訪問したことについては、電話でのやり取り等で日程調整を行っている。面談時に関する文書は存在せず、復命は口頭にて行った。メールでのやり取り等もしているが、保存容量に限界があるため随時削除している。そのため、公開請求時には本件対象文書以外の文書は残っていない。
- (4) 基本計画等策定費の一部補助についても、愛知県との間で電話でのやり取り等があり、金額に関する情報を取得していた。そのため、文書として存在しているのは、本件対象文書のみである。

2 結論

以上のとおり、本件対象文書以外に請求対象文書は存在せず、請求対象文書の特定に誤りはないから、処分庁は、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年12月23日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和5年2月22日 口頭意見陳述の実施
- ③ 同日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 請求対象文書について

審査請求人は、本件対象文書は請求対象文書の全てではなく、請求対象文書の特定に誤りがあるため、請求対象文書の特定をやり直し、本件対象文書以外に請求対象文書が存在するか確認することを求めており、処分庁は、請求対象文書の特定に誤りはなく、原処分は妥当であると主張していることから、請求対象文書の特定に誤りがあるか、すなわち、本件対象文書が請求対象文書の全てであると考えられるかについて検討する。

2 公文書の作成について

- (1) 審査請求人は、令和3年7月26日、同年8月23日及び令和4年4月1日に、市長、副市長又は職員が愛知県の幹部を訪問したこと（以下「本件各出張」という。）に関し、日程調整に関する記録、面談時に使用した資料、訪問の成果物である復命書等の文書が存在していることが推測される旨を主張し、一方で、処分庁は、日程調整は電話で行われ、面談時には資料を使用せず、復命は口頭で行った旨を主張する。
- (2) 一般的に、職員が出張先の第三者を訪問して面談するにあたっては、次第などの文書を作成又は使用する場合もあるが、あいさつや率直な意見交換を行うときは文書を作成又は使用しない場合もあると考えられるため、面談

したことから直ちに文書の存在が推認されるわけではない。

- (3) ところで、豊橋市職員服務規程(昭和33年訓令第5号)第6条は、職員は、出張に関し、緊急を要するものは出張中その都度、その他のものは帰庁後3日以内に書面により出張に係る用務概要を復命しなければならない旨を規定する。また、同条ただし書は、当該出張が書類の進達、事務連絡等軽易な事項を目的としたものである場合には、復命を口頭により行うことができると規定する。
- (4) しかし、処分庁は、本件各出張が「軽易な事項を目的としたものである場合」に該当するかについて、主張立証していない。そのため、本件各出張が、軽易な事項を目的としたものであるといえない場合には、少なくとも復命書は作成されていなければならないということになる。ところが、作成されているべき復命書が作成されていないのか、作成されているにも関わらず請求対象文書から脱漏しているのかについても、処分庁の説明からは明らかではない。したがって、審査請求人が、本件各出張は「軽易な事項を目的としたものである場合」には該当しないと考え、復命書の存在を推測し、さらには本件対象文書のほかに請求対象文書が存在するのではないかと推測することには相応の理由があるといえる。

3 請求対象文書の確認について

- (1) 審査請求人は、請求対象文書は「スポーツのまち」づくり課が保有するものに限らず、豊橋市が保有する文書を対象としている旨を主張し、一方で、処分庁は、他の課にも請求対象文書の有無を調査し、結果として「スポーツのまち」づくり課のみが請求対象文書を保有することを確認したため、本件対象文書が請求対象文書の全てであると判断した旨を主張する。
- (2) 処分庁は、本件各出張についての県との日程調整は「スポーツのまち」づくり課が行っており、秘書課が県とやり取り等を行っているかは不明である旨を、口頭意見陳述の場で説明している。秘書課が県とやり取り等を行って

いるかが明らかではないのであれば、秘書課が県とのやり取り等に関する文書を作成しているかは、処分庁の説明だけでは、必ずしも明らかではないと考えられる。そのため、審査請求人が、処分庁は「スポーツのまち」づくり課以外の課や他の実施機関に対する調査は不十分であり、本件対象文書のほかに請求対象文書が存在するのではないかと推測することには相応の理由があるといえる。

3 請求対象文書特定の妥当性について

以上のことから、原処分において、請求対象文書の有無が十分に調査されているかは疑問があるとして、本件対象文書以外にも請求対象文書が存在するのではないかという審査請求人の推測には相応の理由があり、本審査会としても、本件対象文書が請求対象文書の全てであるとまでは判断することができないため、原処分は取り消されるべきであり、実施機関は、改めて請求対象文書の有無を調査したうえで処分を行うべきであると判断した。

なお、豊橋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年条例第2号）は、本審査会に対し、実施機関が作成していない公文書を新たに作成するよう命じる権限を与えていない。そのため、県とのやり取り等は主に電話で行われたこと、復命も口頭で行われたこと、データの保存容量が不十分であるためメールや添付文書を随時削除したため存在しないこと等を実施機関が主張している本件において、実施機関が改めて調査した結果、本件対象文書以外に請求対象文書が存在しないとして原処分と同様の処分をする場合、請求対象文書の存在を認定できる特段の事情が認められない限りは、本審査会は、当該処分は妥当であると判断せざるを得ない。

第6 付記

文書管理については、豊橋市では、豊橋市文書取扱規程（昭和33年訓令第6号）が制定されており、文書取扱いの原則や保存期間、起案等の文書管理の一

一般的なルールが定められている。

行政機関において文書主義が採用されている趣旨は、文書を作成することで適正かつ効率的な意思決定に資するとともに、経緯を含めた意思決定に至る過程並びに実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるようにすることにあると考えられる（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第4条）。そのため、今後は文書主義の趣旨に照らし、適切に公文書を作成し、管理するよう努められたい。

（第1部会）

委員 庄村勇人、委員 見目喜重、委員 赤本優